

市立総合病院職員採用試験

試験日 11月30日㊤ **試験案内、申込書の配布場所**
試験会場 市立総合病院 総合病院総務課、市役所本庁舎玄関案内・職員課(6階)、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター
受付期間 10月14日㊤～11月21日㊤ ※申込書は総合病院ホームページからもダウンロードできます。

試験職種	採用予定人員	受験資格
薬剤師	若干名	次の要件のいずれかを満たす人 ①昭和54年4月2日以降に生まれ、薬剤師の免許を持つ人か、平成27年5月までに免許取得見込みの人 ②昭和44年4月2日以降に生まれ、薬剤師の免許を持ち、病院で薬剤師として実務経験が5年以上ある人
助産師 看護師 宇久診療所看護師	若干名	次の要件のいずれかを満たす人 ①昭和49年4月2日以降に生まれ、助産師または看護師の免許を持つ人か、平成27年5月までに免許取得見込みの人 ②助産師または看護師の免許を持ち、助産師、看護師または准看護師として10年以上の勤務経験がある人

㊤市立総合病院総務課 ☎24-1515

悩み事、困り事の相談は市民相談室へ

市役所には、市民の皆さんが抱えている悩み事や困り事などの相談に応じる「市民相談室」があります。個室で対応し秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。
場所 市役所12階(電話でも対応します)
料金 無料

相談内容別の日時・相談員

●一般・行政相談

内容 日常の暮らしの中で困っていることがあるときや、相談先が分からないとき
日時 月～金曜8時30分～17時15分 ※予約不要。
相談員 市職員が対応し、相談内容に応じて専門の相談員を紹介します

●行政相談

内容 国・県・市政に対する苦情、意見、要望など
日時 火曜13時～16時 ※予約不要。
相談員 行政相談委員が対応

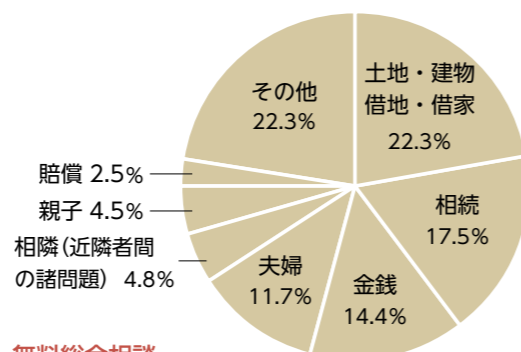
●法律相談

内容 金銭、相続、夫婦、借家、賠償など
日時 月・木曜13時～16時
相談員 弁護士(事前に相談員が内容を伺ってから予約)

●宅地・建物相談

内容 宅地、建物の取り引きなど
日時 第1・3金曜13時～16時 ※電話予約が必要。
相談員 専門相談員が対応
 ※いずれも祝日は除きます。
 ※事情により曜日などを変更する場合があります。

一般相談内容の内訳(平成25年度：2,191件)



無料総合相談

弁護士や専門の相談員が相談に応じます。
日時 10月23日㊤10時～15時 ※予約不要。
場所 市役所13階・大会議室

㊤市民相談室 ☎24-1111

来年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります

幼児期の教育・保育の質の向上や量の拡充などを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が国によって創設され、本市も来年4月から新制度に移行します。これに伴い、幼稚園や保育所、認定こども園などの入園手続きや保育料が変わりますので、来年4月からの入園を希望する人は、次の要領で申し込みを行ってください。

従来からの変更点

新制度では、下記の1号～3号のいずれかの認定を受ける必要があります。

- 1号認定(教育標準時間認定)
子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園での教育を希望する場合
 - 2号認定(満3歳以上・保育認定)
子どもが満3歳以上で、仕事などの理由で子どもの保育を必要とする人が保育所、認定こども園での保育を希望する場合
 - 3号認定(満3歳未満・保育認定)
子どもが満3歳未満で、仕事などの理由で子どもの保育を必要とする人が保育所、認定こども園、(※)地域型保育での保育を希望する場合
- ※地域型保育…家庭的保育事業、小規模保育事業など
 少人数単位で3歳未満の子どもを預かる事業。

認定・施設利用の申し込み

- ①来年4月以降の新規入園
- 保育所や認定こども園、地域型保育での保育を希望する場合
⇒子ども支援課で申し込み、保育が必要なことの認定(2号・3号認定)を受けてください。同時に入園申し込みもできます。
 - 幼稚園や認定こども園での幼児教育を希望する場合
⇒各園に直接入園を申し込み、教育が必要なことの認定(1号認定)を受けてください。
- ②現在入園している園に継続して入園する場合
⇒各園で手続きを行ってください。
- 申し込み書類の配布**
 10月から子ども支援課、宇久行政センター、保育所、幼稚園などで配布します。
申し込み期間 11月4日㊤～28日㊤



※現行制度のまま継続する(認定を受けずに利用できる)施設もあります。
 ※新制度での保育料は、原則として保護者の所得に応じた金額になります。
 ※子ども・子育て支援新制度の対象施設や保育料、利用手続きなど詳しくは市ホームページをご覧ください。

㊤子ども支援課 ☎24-1111

平成26年秋季全国火災予防運動

11月9日㊤から15日㊤まで、秋季全国火災予防運動が全国一斉に実施されます。この時季は火災が発生しやすくなっています。大切な命と財産を守るため、皆さんも火災予防に努めましょう。

全国統一防火標語

「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

重点目標

- 住宅防火対策の推進
- 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

市内の火災発生状況(8月31日現在)

火災発生件数 57件(前年比11件増)
 焼損棟数 44棟(前年比13棟増)
 死者数 2人(前年比1人減)
 負傷者数 16人(前年比10人増)

- 全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。必ず設置し、定期的な掃除・作動点検を行いましょう。
- 消火器はゴミとして処分できません。不要になった消火器は、分解したりせず、購入した販売店や専門業者に引き渡してください。

㊤消防局予防課 ☎23-2539